

一般財団法人鳥取県建築住宅検査センターに

改正法の円滑な施行に向けた「建築士サポート窓口」を開設

～建築基準法・建築物省エネ法改正に対応した申請書記載方法等をアドバイス～

令和4年6月17日に公布された改正建築基準法・改正建築物省エネ法（以下「改正法」という）により、令和7年4月1日以降に着工される建築物（特に住宅）の建築について、建築確認申請等の手続きが大幅に変わりました。

- ・原則として全ての住宅・建築物の新築・増改築について省エネ基準への適合を義務付け
- ・木造建築物で構造規定等の審査・検査が省略される規模が大幅に縮小（旧4号特例の縮小）

一般財団法人鳥取県建築住宅検査センターでは、法改正後の建築確認申請等が円滑に行えるよう、一般財団法人日本建築防災協会との業務委託により、省エネ計算に不慣れな建築士や、4号特例の縮小に伴う構造関係資料等の作成への不安を抱える建築士に対して、改正法の円滑な施行に向けた「建築士サポート窓口」を開設しました。

サポートを受けたいと思われたら、まずは下記にご連絡ください。

改正法の円滑な施行に向けた建築士サポート体制の概要

＜サポート窓口の対応フロー＞

相談者＜建築士＞



問い合わせ・申込み・受付



（電話等でサポート内容、日程等の確認）



サポート日時・場所の調整



（鳥取事務所又は米子事務所で対応）



建築士へのサポート（所要時間：2時間程度）

＜サポートの内容＞

○改正法施行以降に申請予定の建築物について、図面等を御持参いただき、建築確認申請や完了検査申請に新たに必要となる書類、記載方法等についてアドバイスします。

- ・審査・検査特例の縮小に伴い新たに記載が必要となる事項のアドバイス
- ・壁量計算等の見直しに伴うアドバイス
- ・省エネ性能に係る基準と計算方法のアドバイス
- ・建築物エネルギー消費性能適合性判定（省エネ適判）の資料作成のアドバイス
- ・完了検査時に提出が必要となる監理状況書類等の準備方法のアドバイス
- ・法改正に係る制度内容の概要説明

＜サポート費用＞

無 料

＜サポート期間＞

令和7年9月30日まで（期間中：80回まで） ※以降も延長して実施する場合があります。

サポートの申込み・相談・問い合わせ方法

先ずは下記の連絡先に電話にて、サポート内容、日程等についてご相談ください。

連絡先：（一財）鳥取県建築住宅検査センター（事務局長：前田）

〒680-0803 鳥取市田園町3丁目375番地

TEL:0857-21-6702 FAX:0857-21-6703 e-mail: info@t-kensa.jp